

遺伝子組換えダイズ、トウモロコシ及びセイヨウナタネの第一種使用等 に関する審査結果についての意見・情報の募集について

令和 4 年 3 月 1 日
農林水産省消費・安全局

農林水産省は、遺伝子組換え農作物の一般使用(4件)及び隔離ほ場における試験(3件)に関する承認申請を受け、生物多様性影響評価を行いました。その際、学識経験者からは、生物多様性への影響を生じる可能性はないとの意見を得ました。この意見を踏まえ、申請書類に記載されている内容の妥当性を確認したので、審査報告書をまとめました。

これらの審査報告書について、国民の皆様から御意見を募集します。

農林水産省及び環境省では、今後、提出いただいた意見・情報を考慮した上で、本件の承認を判断することとしております。

記

1 意見公募の背景

(1) 遺伝子組換え農作物の安全性評価

遺伝子組換え農作物の安全性評価に当たっては、(ア)食品としての安全性(厚生労働省が担当)、(イ)飼料としての安全性(農林水産省が担当)、(ウ)栽培等を行う場合の環境への影響(生物多様性への影響)(農林水産省及び環境省が担当)に関し、それぞれ法律に基づき科学的に評価を行っています。

(2) 遺伝子組換え農作物の生物多様性に対する影響評価

遺伝子組換え農作物の栽培等に当たっては、我が国の野生動植物に影響を与えないよう、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)に基づく評価を行っています。

また、食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄等や、隔離ほ場における栽培、保管、運搬、廃棄等の「第一種使用等」を行う者は、その使用等に関する規程(第一種使用規程)を定め、これを農林水産省及び環境省に申請し、承認を受ける必要があります。

(3) 審査及び審査報告書

農林水産省は、遺伝子組換え農作物の審査・管理の能力や透明性及び科学的一貫性を向上させるため、審査・管理の標準的な手順をまとめた「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」(平成22年8月31日公表。以下「標準手順書」という。)を定めています。

(標準手順書)

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/about/index.html#2>

遺伝子組換え農作物の第一種使用規程の承認申請の審査については、農林水産省は、標準手順書に基づき、審査の結論、審査の概要等からなる報告書をまとめることとしています。

(4) 今回の申請・審査

今般、カルタヘナ法に基づき第一種使用規程の承認を受けるための申請があった別添の作物について、カルタヘナ法、標準手順書等に基づき、生物多様性影響評価を行いました。その際、学識経験者からは、承認申請のあった第一種使用規程に従ってこれらの遺伝子組換え農作物を使用した場合に、生物多様性への影響を生じる可能性はないとの意見をいただきました。

2 意見・情報の募集

今般、これらの遺伝子組換え農作物の第一種使用規程の承認の審査に関し、審査報告書をまとめましたので、これについて、国民の皆様から御意見及び情報を募集します。

(1) 提出期限

令和4年3月30日（水曜日）（郵送の場合、当日必着。）

(2) 提出方法

次の（ア）から（イ）までのいずれかの方法でお願いします。

（ア）インターネットによる提出

（イ）郵便による提出

宛先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課
組換え体審査担当 宛て

(3) 提出に当たっての留意事項

提出いただく意見・情報は、日本語に限ります。また、氏名、住所（法人又は団体の場合は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及びメールアドレスを明記してください。なお、提出いただいた個人情報については、お問い合わせの回答や確認の御連絡に利用しますが、個人や法人を特定できる情報を除き、公表する場合がありますので御了承願います。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じて、省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

郵送の場合には、封筒表面に「遺伝子組換え農作物の第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集」と朱書きいただきますようお願いします。

なお、電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。また、頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

意見・情報の募集は、環境省においても同時に実施されております。意見・情報は農林水産省又は環境省のいずれかに提出いただければ、両省において考慮されることとなりますので、同じ意見を両省に提出していただく必要はありません。

3 公示資料

(1) 種類

(ア) 別添(意見・情報募集の対象となる第一種使用規程の承認申請案件)

(イ) 審査報告書(資料)

(2) 入手方法

このホームページ（e-Gov）で御覧いただけます。

また、農林水産省消費・安全局農産安全管理課においても配布しております。